

経 済 産 業 省

20220322 貿局第1号
輸出注意事項2022第13号
経済産業省貿易経済協力局

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」
(平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号)の一部を改正する規程を次の
とおり制定する。

令和4年3月31日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認
について」の一部改正について

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」
(平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号)の一部を別紙の新旧対照表の
とおり改正する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙)

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について（平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 適用品目 関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物（税関長より積戻しを命じられたもの、同法第69条の11第1項<u>第9号から第10号までに</u>掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び認定手続を取り止められたものを除く。）とする。 3 (略) (別紙様式1) 情報開示等同意書 (略) 関税法第69条の12第1項に規定する認定手続により同法第69条の11第1項<u>第9号から第10号までに</u>掲げる貨物に該当すると認定された貨物の輸出について、輸出貿易管理令第2条第1項の規定による申請を行うにあたり、下記の点について同意（誓約）します。 (略)	1 (略) 2 適用品目 関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物（税関長より積戻しを命じられたもの、同法第69条の11第1項<u>第9号又は第10号に</u>掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び認定手続を取り止められたものを除く。）とする。 3 (略) (別紙様式1) 情報開示等同意書 (略) 関税法第69条の12第1項に規定する認定手続により同法第69条の11第1項<u>第9号又は第10号に</u>掲げる貨物に該当すると認定された貨物の輸出について、輸出貿易管理令第2条第1項の規定による申請を行うにあたり、下記の点について同意（誓約）します。 (略)